

議案第十二号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十二項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十七条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八条の見出し、同条第一項第一号、第十九条第一項第一号及び第二十一条第四項中「禁

錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第八条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し、同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項の改正規定並びに付則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。第十三条第八項第四号（同条第九項において準用する場合を含む。）及び同条第十二項の規定は、退職職員（退職した港区職員の退職手当に関する条例第二条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。）

3 令和七年六月一日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定め

られている罪につき起訴をされた者とみなす。

（説明）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の施行による雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の一部改正に伴い就業促進手当に係る規定を改めるとともに、地域延長給付の期間を延長するほか、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行による刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部改正に伴い条例で引用している用語を改めるため、本案を提出いたします。